

(定款細則 1-2)

公益社団法人日本ダンススポーツ連盟
認定サークル規程

第1条 (目的)

この規程は、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（以下、JDSF という）に加盟する都道府県連盟を構成している JDSF 認定サークル(以下、認定サークルという)の認定基準を定めることを目的とする。

第2条 (活動の目的)

認定サークルは、JDSF が推進するダンススポーツの普及、振興を目的とした公益のための非営利な活動を行うものとし、営利を目的としてはならない。

第3条 (所屬地域連盟)

認定サークルは、地域連盟に所屬しなければならない。地域連盟とは、主たる活動場所の住所がある行政区地域の市区町村連盟か、市区町村連盟がない場合は都道府県連盟のことをいう。

第4条 (認定サークルの会員)

1. 認定サークルの会員は、原則として JDSF 会員でなければならない。
2. 認定サークルは、所屬する全会員の名簿を作成し会員の管理を行わなくてはならない。

第5条 (JDSF 会員の所屬サークル)

1. JDSF 会員は、原則としてその住所、勤務先住所または主たるダンススポーツ活動地域のいずれかに所在する認定サークルに所屬しなければならない。
2. JDSF 会員は、複数のサークルに所屬することができるが、その場合は主たる所屬認定サークルを明示し JDSF 会員登録をしなければならない。

第6条 (JDSF 会員の県連盟直接所屬の特例)

以下のいずれかに該当する場合、特例として JDSF 会員は認定サークルに所屬せずに都道府県連盟に直接所屬して会員資格を暫定的に行使することができる。

1. 所屬認定サークルの解散、認定取り消し、またはサークル会員除名などにより、当該サークルに所屬できなくなった場合。この場合の都道府県連盟直接所屬の期間は原則として最長 1 年間とし、その間に新たな所屬認定サークルを決定しなければならない。
2. 会員除名を受けた会員が、不服申し立てを行い資格が確定するまでの期間。
3. 都道府県連盟、または JDSF が認めた特別な理由により、認定サークルに所屬できない場合。

第7条 (認定サークルの会則)

認定サークルは、その運営について自主的で民主的な運営のための会則を定めなければならない。

第8条 (認定サークルの活動)

1. 認定サークルは、第2条の定めにより JDSF が推進するダンススポーツの普及、振興を目的とした公益活動を行わなければならない。
2. 認定サークルは、地域のダンススポーツの指導、普及活動のほか、技術講習会の開催、公認指導員の派遣要請、及び親睦会・パーティーの開催など JDSF 又は都道府県連盟が認める事業を行うことができる。
3. 認定サークルは、地域連盟の総会に代表を派遣し、議決権を行使することができる。

第9条 (活動の継続性)

認定サークルは、原則として月 1 回以上の定期的なサークル活動ができなければならない。

第10条 (認定サークルの役員)

1. 認定サークルの代表者は、JDSF 会員でなければならない。

2. 認定サークルの運営にあたる役員は、会則によって選出された者でなければならない。
3. 認定サークルの運営にあたる役員は、活動に必要な経費以外を報酬として受取ってはならない。

第 11 条 (認定サークルの指導者)

1. 認定サークルでの指導は、原則として JDSF 公認指導員資格者によって行われなければならない。また第 8 条の規定により、JDSF に公認指導員の派遣を要請することができる。
2. 認定サークルに招聘されたサークル外部からの指導員は、その指導に対する適切な報酬を受取ることができる。ただし、JDSF 公認指導員の報酬については指導員規則に定めるところに従う。
3. 認定サークルの所属会員が当該サークルを指導する場合、必要な経費以外の報酬を得てはならない。

第 12 条 (会員の移籍)

1. 原則として、認定サークル間の移籍は自由であり拘束してはならない。
2. 移籍を希望する会員は、当該サークル代表者に所定の移籍届を提出し、当該サークル代表者は速やかに退会手続きを行わなければならない。
3. 移籍届により入会を受けた当該サークル代表者は、速やかに入会手続きを行わなければならない。
4. 移籍届を受けた所属の都道府県連盟は、速やかに会員移動処理を行わなければならない。

第 13 条 (退会ならびに休会)

会員が所属するサークルを退会または休会をするときは、当該サークル代表者へ退会または休会届を提出し、当該サークル代表者は速やかに退会または休会手続きを行わなければならない。

第 14 条 (会員資格の喪失)

認定サークル会員は、次の事由によって資格を喪失する。

1. 退会
2. 除名
3. 死亡

第 15 条 (会員の除名)

認定サークル代表者は、次の場合に会員を当該認定サークルから除名することができる。

1. 所定の会費を納めなかったとき
2. JDSF、所属連盟、又は所属認定サークルの名誉を著しく損なう行為があったとき
3. JDSF、所属連盟、又は所属認定サークルの目的、規則に違反する行為があったとき

第 16 条 (認定サークルの会費)

認定サークルに所属する会員は、次の会費を納めなければならない。

1. 認定サークル会員は、認定サークルの維持運営のため必要であると認められる経費を認定サークル会費として分担し、これを納めなければならない。
2. JDSF 会員は、JDSF 定款および規程に定める年会費を JDSF に納めなければならない。

第 17 条 (認定サークルの会計)

1. 認定サークルの金銭の出納は帳簿管理とし、会員に対して定期的に会計報告を行わなければならない。
2. 認定サークルは、会計に対する監事をおき、監事は運営役員以外の会員から選任されなければならない。

第 18 条 (認定の手続き)

1. 認定サークルの認定に必要な提出書類は、次の通りとする。
 - イ. 認定申請書 (添付別紙、新加盟サークルのみ)

- ロ. 会則
 - ハ. 主たる活動場所（施設名、住所を明記）
 - ニ. 役員名簿（氏名、住所、電話番号を明記）
 - ホ. 指導者名（JDSF 公認指導員の場合は指導員番号を明記）
 - ヘ. 前年度の決算報告書
 - ト. 会員名簿（全会員氏名、JDSF 会員は会員登録番号を明記）
2. 上記書類は、所属する地域連盟を経由して都道府県連盟へ提出しなければならない。

第 19 条 （認定業務）

1. 認定業務は JDSF が都道府県連盟へ委託し、都道府県連盟はサークル認定委員会を設置して第 18 条 1 の申請にもとづき本規程と照合して審査を行い、認定報告書を作成し JDSF に報告しなければならない。
2. JDSF はこれに基づいて確認を行い、JDSF 認定サークル証を発行しなければならない。

第 20 条 （年度更新手続き）

1. 年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 31 日に終了する。
2. 認定サークルは、毎年 5 月末までに次年度更新のために、第 18 条 1 に定める（ハ）から（ヘ）の書類を、又（ロ）については変更があった場合に速やかに所属地域連盟を経由して都道府県連盟に提出しなければならない。
3. 都道府県連盟は年度更新報告書を JDSF に提出し、JDSF はこれを確認の上、更新された JDSF 認定サークル証の発行を行わなければならない。

第 21 条 （認定サークルの登録料）

認定サークルは、毎年、別に定める認定サークル登録料を JDSF に納めなければならない。

第 22 条 （認定の取り消し）

サークル認定申請及び年度更新時の書類に虚偽があった場合、または認定サークル登録料を納入しない場合、または JDSF 認定サークルとして JDSF の名誉を著しく損なうような行為があった場合は、都道府県連盟サークル認定委員会の審査を経て、JDSF は認定を取り消すことができる。

第 23 条 （不服申し立て）

認定を希望するサークルが第 19 条で不当な認定審査を受けた場合、または第 22 条で不当な認定取り消しがあった場合、または第 15 条で不当な会員除名があった場合、当該認定サークルまたは会員は、都道府県連盟会長、または JDSF 会長宛に不服申し立てをすることができる。

第 24 条 （不服申し立て期間の会員資格）

第 15 条で会員除名を受けた会員が第 23 条にもとづく不服申し立てを行う場合は、資格が確定するまでの期間、第 6 条の都道府県連盟または JDSF への直接登録が認められる。

第 25 条 （疑義）

本規程に定めのない事項、及び解釈に疑義が生じた場合は、JDSF 理事会または運営委員会にて決定する。

第 26 条 （付則）

平成 11 年 4 月 1 日制定施行
平成 15 年 10 月 4 日改正